

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証 対象者および自己負担限度額

表①70歳未満の国民健康保険加入者

区分	医療費の自己負担限度額（月額）	対象者	
		限度額適用認定証（※1）	標準負担額減額認定証
ア 年間所得 901万円超	252,600円+（医療費の総額－842,000円）×1% *【4回目以降140,100円】	○	
イ 年間所得 600万円超 901万円以下	167,400円+（医療費の総額－558,000円）×1% *【4回目以降 93,000円】	○	
ウ 年間所得 210万円超 600万円以下	80,100円+（医療費の総額－267,000円）×1% *【4回目以降 44,400円】	○	
エ 年間所得 210万円以下	57,600円 *【4回目以降44,400円】	○	
オ 住民税非課税	35,400円 *【4回目以降24,600円】	○	○

年間所得＝総所得金額等－基礎控除（33万円） （※1）保険税の未納が無い世帯に限る
*過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

表②70歳以上の国民健康保険加入者 および 後期高齢者医療制度加入者<平成30年8月から変更>

区分	医療費の自己負担限度額（月額）		限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）		
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+（医療費の総額－842,000円）×1% *【4回目以降140,100円】	○ 新たに対象となりました	
	課税所得 380万円以上	167,400円+（医療費の総額－558,000円）×1% *【4回目以降 93,000円】		
	課税所得 145万円以上	80,100円+（医療費の総額－267,000円）×1% *【4回目以降 44,400円】		
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 *【4回目以降44,400円】	
住民税非課税	区分Ⅱ（※2）	8,000円	24,600円	○
	区分Ⅰ（※2）		15,000円	○

課税所得690万円以上の方および一般区分の方は、限度額適用認定証なしで自己負担限度額までの窓口負担となります。

*過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

（※2）区分Ⅰ・Ⅱとは

区分Ⅰ	区分Ⅱ
国民健康保険の加入者全員と世帯主（後期高齢者医療制度の場合は世帯全員）が住民税非課税で	
各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円で計算）を差し引いたときに0円となる方	「区分Ⅰ」以外の方

表③入院時食事療養費の自己負担額（1食あたり）

区分	負担額	
現役並み所得者および一般（下記以外）	460円	
区分オ および 区分Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日以内	210円
	過去12カ月の入院日数が91日以上	160円
区分Ⅰ	100円	

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎（20）1503、
FAX（20）1600へ。